

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達

◆基本事項

<東日本大震災の教訓>

1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが「自らで迅速に情報を収集し、自らの判断で行動をする」ことが最も重要である。また、行政においても、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。さらに、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 防災気象情報	防災安全課、なとりの魅力創生課、デジタル政策課、土木課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、土木班、消防班、消防団
第2 水防警報及び決壊等 (被害情報)の通報		
第3 気象警報等の伝達		

第1 防災気象情報

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報（緊急地震速報・大津波警報・津波警報・津波注意報を除く。）並びに気象情報（以下、これらを「防災気象情報」という。）を発表し、地方公共団体等の防災関係機関等が行う防災対応や住民の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災関係機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める（資料編：防災気象情報の概要および発表基準）。

また、仙台管区気象台等は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断を促すものとする。なお、県及び市が大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、県は直ちに市に通知しなければならず、市は直ちに住民に周知させる措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報等に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図る。

消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等へ伝達する。

1 東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び第3項、水防法第10条第2項、水防法第11条第1項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所または宮城県と仙台管区気象台が共同して、河

川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

(1) 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

河川名	区 間
阿武隈川下流	福島・宮城県境から海まで
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先 (名取川頭首工) から海まで

2 宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により、宮城県が洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合等に、その旨を警告して発表する通知及び周知で、その指定河川及び区域等は下表のとおりである。

また、水位情報の通知が発せられた場合には、関係機関は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の到達情報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

（１）水位周知を行う河川名とその区域

河川名	区 域
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで
川内沢川	左右岸 名取市沖の橋から川内沢川放水路分派点まで
川内沢川放水路	左右岸 川内沢川文派点から増田川合流点まで

3 消防法に基づき、仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報

＜火災気象通報＞

気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、宮城県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

通報基準	仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準
地域区分	仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）
通報方法	・仙台管区気象台は、5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として毎日5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。 ・火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。 ・火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。
通報区分	乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】 強風注意報→火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

第2 水防警報及び決壊等（被害情報）の通報

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は仙台河川国道事務所長が、県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県仙台土木事務所長が行うものとし、その警報事項について、速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報する。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに仙台土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

第3 気象警報等の伝達

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も

同様とする。なお、市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

1 市において伝達責任のある気象警報等の種類

気象警報等種類
大津波警報、津波警報、津波注意報、火山現象警報、大雨特別警報、大雨警報、洪水警報、高潮特別警報、高潮警報、波浪特別警報、波浪警報、大雪特別警報、大雪警報、暴風特別警報、暴風警報、暴風雪特別警報、暴風雪警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報（消防本部に限る）

2 気象警報等の伝達系統及び伝達方法

(1) 防災気象情報等の受領

- ア 関係機関から通報される防災気象情報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は日直又は警備員が受領する。
- イ 日直又は警備員が受領した場合は、直ちに防災安全課長及び防災安全課担当職員に伝達するものとする。
- ウ 防災気象情報を受領した防災安全課長及び防災安全課担当職員は、必要に応じ市長に報告する。
- エ 防災安全課は、庁内放送で各課に伝達するとともに、市長の指示を得て各情報伝達手段を用いて所管課から地域住民等に伝達する。

(2) 気象警報等の伝達

- ア 市は、気象警報等について、各自・各機関において自発的に情報を入手するよう伝達する。
- イ 気象警報等は、気象庁や各関係機関からも伝達されるが、市では各情報伝達手段を用いて地域住民等に伝達する。

■資料編

- ・防災気象情報の概要および発表基準

第2節 情報の収集・伝達

◆基本事項

1 目的

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 情報収集・伝達	防災安全課、なとりの魅力創生課、政策企画課、デジタル政策課、生涯学習課、公民館、消防本部	総務班、広報・情報班、企画班、公民館班、消防班
第2 異常現象を発見した場合の通報	防災安全課、なとりの魅力創生課、消防本部	総務班、広報・情報班、消防班

第1 情報収集・伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「災害情報収集・伝達」を準用する。

1 被害の収集・伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「1 被害の収集・伝達」を準用する。

2 災害情報の収集

＜東日本大震災の教訓＞

(1) 災害情報収集体制

ア 広報・情報班において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、テレビやラジオ等のメディアから市域に係る災害情報を聴取する。

イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市職員をもって災害情報の収集に当たらせる。なお、夜間の調査は慎重に行うなど、職員の安全確保に万全を期するものとする。

ウ 災害情報は地区ごとに収集し、各公民館から防災行政無線等を利用して公民館班に伝達する。各公民館における情報伝達の責任者は館長とする。

また、公民館班に伝達された情報は、教育委員会を通じて広報・情報班に伝達し、広報・情報班において各種災害情報をとりまとめる。

エ 企画班は災害情報を集約・分析し、市長に報告するとともに、県への報告を行う。

(2) 写真の収集・撮影

地震編 第3章 第1節 第4の「2 (2) 写真の収集・撮影」を準用する。

(3) 情報の一元管理、共有化

地震編 第3章 第1節 第4の「2 (3) 情報の一元管理、共有化」を準用する。

3 情報の伝達

地震編 第3章 第1節 第4の「3 情報の伝達」を準用する。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- ア 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- イ 災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ウ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- エ その他災害応急対策の総合的な推進のための必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- ア 県、市及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。
- イ 市及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、連絡窓口は総務班とする。

(3) 県への被害状況等の報告

市(市災害対策本部長)は、「市町村被害状況報告要領」に基づき速やかに県に報告する。報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報システム(MIDORI)の端末機により、仙台地方振興事務所を経由して県に報告する。ただし、MIDORIが使用できない場合は、口頭又はFAXとする。いかなる手段を用いても県と連絡が取れない場合は、消防庁に報告する。この場合、県と連絡が取れるようになった後は、県に報告する。

第2 異常現象を発見した場合の通報

地震編 第3章 第1節 第5の「3 異常現象を発見した場合の通報」を準用する。

■資料編

- ・ 異常現象発見時の通報先一覧表
- ・ 市町村被害状況報告要領

第3節 通信・放送施設の確保

◆基本事項

1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民の生活情報収集に大きな影響が生じる。

このため、県、市及び防災関係機関は、この応急復旧あるいは代替機能の設置について、所要の措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 県防災行政無線施設	県	県
第2 市防災行政無線施設	防災安全課	総務班
第3 消防無線通信施設	消防本部	消防班
第4 災害時の通信連絡	各部各課	各部各班

第1 県防災行政無線施設

県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。

また、必要に応じ、可搬衛星地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。

さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

第2 市防災行政無線施設

＜東日本大震災の教訓＞

- 1 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線等通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段を確保するとともに施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第3 消防無線通信施設

消防本部は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

第4 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時には、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

ア 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。

イ 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。

ウ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。

■公衆電気通信施設の優先的利用

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
NTT東日本(株)	非常電報 緊急電報	災害時優先電話	防災安全課長	・申し込み先は 「115」(8時～22時) 「0120-000-115」(22時～翌8時) ・発信人は「非常取扱い電報」又は「緊急取扱い電報」である旨告げる。

※ 「非常取扱い通話」及び「緊急扱い通話」(102番)は、平成27年7月31日でサービス終了。

※ 0120-433-115は、耳や言葉が不自由な方が利用する福祉用FAXとなっている。

エ 携帯電話(スマートフォン)…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。

オ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。

カ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。

キ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、主運用波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。

ク 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。

ケ MCA 無線システム…(財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。

災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。

コ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時には、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。

サ インターネット…データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。

シ 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)…災害発生時、その規模により東

日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で知らせる。

ス 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

2 郵便関係の措置

日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

第4節 災害広報活動

災害広報活動については、地震編 第3章「第2節 災害広報活動」を準用する。

第5節 防災活動体制

◆基本事項

<災害対策基本法改正>

1 目的

災害等が発生した場合、市民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市及び防災関係機関は、災害時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 初動対応の基本的考え方	—	—
第2 市の活動体制	各部各課	各部各班
第3 職員の動員体制	各部各課	各部各班
第4 災害対策本部の設置	防災安全課、総務課	総務班
第5 消防機関の活動	消防本部	消防班
第6 関係機関との連携	防災安全課、総務課、県、関係機関	総務班、県、関係機関

第1 初動対応の基本的考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 市の活動体制

市は、災害時には、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

<東日本大震災の教訓>

1 防災活動体制の組織及び配備体制

防災活動体制の組織及び配備体制は、「名取市災害警戒配備要領」、「名取市災害対策本部設置運営要綱」のとおりとする。

2 活動体制の決定者及び代決者

各活動体制の決定者及び決定者が不在の場合の代決者は次のとおりである。

■ 決定者及び代決者

体制	決定者	代決者 1	代決者 2
警戒配備 (0号配備)	防災安全課長	防災安全課長補佐	防災安全課 防災係 長
警戒本部 (1号配備)	総務部長	総務部次長	防災安全課長
特別警戒本部 (2号配備)	総務部を担任 する副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長	総務部長
災害対策本部 (3号配備)	市長	総務部を担任する 副市長	総務部を担任する 副市長以外の副市長

3 水防組織

水防法第10条の2の規定により県知事より洪水予報の通知を受けたとき、並びに水防に係りのある気象の予報・注意報・警報により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまで、「指定水防管理団体名取市水防計画」に基づき、次の組織で事務を処理する。

ただし、名取市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第3 職員の動員体制

地震編 第3章 第3節 第3の「職員の動員体制」を準用する。

第4 災害対策本部の設置

地震編 第3章 第3節 第4の「災害対策本部の設置」を準用する。

第5 消防機関等の活動

消防本部等は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員等を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など必要の活動を行う。

洪水、津波又は高潮による水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、非常配備の規定等に基づき水防団員を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに、水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など必要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市災害対策本部及び県警等関係機関と相互に連絡を取り、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長又は消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

3 水防団の活動

水防団は、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活

動を行う。

第6 関係機関との連携

1 県の連携

県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。

2 防災関係機関職員との連携

市は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を市災害対策本部へ派遣するよう要請する。

防災関係機関は、他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

■資料編

- ・名取市災害対策本部条例
- ・名取市災害対策本部設置運営要綱
- ・名取市災害警戒配備要領
- ・警戒本部等の組織

第6節 警戒活動

◆基本事項

1 目的

県、市及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 警戒体制	防災安全課、消防本部	総務班、消防班
第2 水防活動	消防本部、水防団	消防班、水防団
第3 土砂災害警戒活動	防災安全課、土木課、消防本部、消防団	総務班、土木班、消防班、各部各班
第4 ライフライン、交通等警戒活動	下水道課、水道事業所、ライフライン・交通関係事業者	下水道班、水道事業所、ライフライン・交通関係事業者
第5 船舶避難活動	県	県

第1 警戒体制

市は、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

第2 水防活動

- 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。
- 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。
- 水防団及び消防本部は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び市と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び県警に通知するとともに住民に周知する。
- 水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

- 6 水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。
- なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。

第3 土砂災害警戒活動

1 警戒活動

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、住民に対し、避難指示等の必要な措置を講じる。

2 降雨量の測定

防災安全課長は必要に応じて、県及び気象台等の雨量情報を、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)等により把握しておくほか、気象台から大雨注意報等が発表されたとき、又は市長が特に必要と認め指示したときに雨量観測を開始する。

本市に関する雨量観測は、ほぼリアルタイムで毎時の雨量強度などの観測情報がインターネットで公開されている。

第4 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第5 船舶避難活動

関上漁港の管理者は、高潮による船舶、漁港等の災害が発生するおそれがある場合には、船舶の河川や港外への避難により船舶の安全を図るとともに漁港施設の損壊を防止する。

■資料編

- ・名取市土砂災害対応指針

第7節 相互応援活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 民間協定の活用	防災安全課、各部各課	総務班、各部各班
第2 市町村間の相互応援活動	防災安全課、総務課	総務班
第3 県への応援要請	総務課、県	総務班、県
第4 消防相互応援活動	消防本部	消防班
第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ	消防本部	消防班
第6 受入体制の整備	各部各課	各部各班

第1 民間協定の活用

地震編 第3章 第4節 第1の「民間協定の活用」を準用する。

第2 市町村間の相互応援活動

地震編 第3章 第4節 第2の「市町村間の相互応援活動」を準用する。

第3 県への応援要請

1 職員派遣の要請

市は、災害応急対策の人員が不足すると見込まれる場合、県に職員派遣を要請する。

県は、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。

＜災害対策基本法改正＞

2 応急措置の代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

第4 消防相互応援活動

大規模災害により、市の消防力のみでは災害の防ぎょが困難な場合には、災害の様態、動向等を的確に判断し、「消防相互応援協定」、「宮城県広域消防相互応援協定」、その他の相互

応援協定に基づき応援要請を速やかに行う。

宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請の手続きは、「宮城県広域消防応援基本計画」の定めるところによる。

その他の消防相互応援協定に基づく要請にあたっては、それぞれの実施要項によるものとする。

第5 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

地震編 第3章 第4節 第5の「緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」を準用する。

第6 受入体制の整備

地震編 第3章 第4節 第6の「受入体制の整備」を準用する。

■資料編

- ・災害時応援協定一覧

第8節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震編 第3章「第5節 災害救助法の適用」を準用する。

第9節 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣については、地震編 第3章「第6節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第10節 救急・救助活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、市及び防災関係機関は連絡を密にしながら、一刻も早い救出・救助活動を実施する。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、市民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 市の活動	消防本部、土木課、建設業者	消防班、土木班、消防機関、自衛隊、県警、建設業者
第2 県の活動	県	県
第3 県警の活動	県警	県警
第4 海上保安部の活動	宮城海上保安部	宮城海上保安部
第5 市民及び自主防災組織等の活動	市民、自主防災組織	市民、自主防災組織
第6 惨事ストレス対策	消防本部	消防班
第7 感染症対策	消防本部	消防班
第8 救急・救助用資機材の整備	消防本部	消防班

第1 市の活動

地震編 第3章 第7節 第1の「市の活動」を準用する。

第2 県の活動

地震編 第3章 第7節 第2の「県の活動」を準用する。

第3 県警の活動

地震編 第3章 第7節 第3の「県警の活動」を準用する。

第4 海上保安部の活動

地震編 第3章 第7節 第4の「海上保安部の活動」を準用する。

第5 市民及び自主防災組織等の活動

地震編 第3章 第7節 第5の「市民及び自主防災組織等の活動」を準用する。

第6 惨事ストレス対策

地震編 第3章 第7節 第6の「惨事ストレス対策」を準用する。

第7 感染症対策

地震編 第3章 第7節 第7の「感染症対策」を準用する。

第8 救急・救助用資機材の整備

地震編 第3章 第7節 第8の「救急・救助用資機材の整備」を準用する。

第11節 医療救護活動

医療救護活動については、地震編 第3章「第8節 医療救護活動」を準用する。

第12節 交通・輸送活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 市の活動	—	—
第2 緊急輸送活動手段	総務課、防災安全課、税務課	総務班、輸送・連絡調整班
第3 陸上交通の確保	県警、土木課	県警、土木班
第4 海上交通の確保	宮城海上保安部、農林水産課、県	宮城海上保安部、農林水産班、県

第1 市の活動

市は、輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に留意して行う。

- 1 人命の安全
- 2 被害の拡大防止
- 3 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送活動手段

<東日本大震災の教訓>

緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、なとりん号を運行するバス事業者、災害時応援協定を締結している業者、市内輸送業者等に応援を要請して実施する。

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認がとれた場合に限る。

また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

<緊急輸送の要請先>

ア (株)桜交通

イ 仙南交通(株)

ウ ヤマト運輸(株) (災害時応援協定に基づく要請)

エ (公社)宮城県トラック協会仙南支部 (災害時応援協定に基づく要請)

第3 陸上交通の確保

1 情報の収集

県警は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

県警は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と経急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が被災した場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

ア 被災地内への車両の流入と走行の規制

(ア) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を極力規制する。

(イ) 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り規制しない。

イ 避難規制と経急交通路への流入禁止

避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。

ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (1) ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施」を準用する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (1) エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用」を準用する。

(2) 経急交通路確保のための措置

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (2) 経急交通路確保のための措置」を準用する。

(3) 交通規制の方法

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (3) 交通規制の方法」を準用する。

(4) 交通規制の見直し

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (4) 交通規制の見直し」を準用する。

(5) 交通安全施設の復旧

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (5) 交通安全施設の復旧」を準用する。

(6) 交通規制等の周知徹底・広報

地震編 第3章 第10節 第3の「1 (6) 交通規制等の周知徹底・広報」を準用する。

3 緊急通行車両の確認

地震編 第3章 第10節 第3の「2 緊急通行車両の確認」を準用する。

4 障害物の除去等

地震編 第3章 第10節 第3の「3 障害物の除去等」を準用する。

第4 海上交通の確保

地震編 第3章 第10節 第4の「海上交通の確保」を準用する。

■資料編

- ・緊急通行車両等事前届出書
- ・緊急通行車両の標章
- ・緊急通行車両確認証明書

第13節 ヘリコプターの活用

ヘリコプターの活用については、地震編 第3章「第11節 ヘリコプターの活用」を準用する。

第14節 避難活動

◆基本事項

1 目的

大規模な災害の発生時において、地域住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、管理運営に当たる。

河川のはん濫にあつては、水防法第15条第1項第2の定める円滑かつ迅速な避難の確保を以下により図るものとし、また、土砂災害にあつては、土砂災害警戒区域に居住する地域住民及び土砂災害危険区域の近傍に居住する地域住民等の避難を確保する。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 避難指示	市長	本部長
第2 避難の措置と周知	防災安全課、なとりの魅力創生課、デジタル政策課、消防本部、消防団	総務班、広報・情報班、消防班、消防団
第3 避難誘導	消防本部、総務部	消防班、総務班
第4 避難所の開設	教育委員会、防災安全課、総務課、デジタル政策課	教育部、総務班、広報・情報班
第5 指定避難所の運営	健康福祉部、教育委員会	民生班、教育部
第6 避難情報の発令等による 広域避難	防災安全課、総務課	総務班
第7 避難長期化への対処	—	総務班、民生班、教育部
第8 帰宅困難者対策	防災安全課、教育委員会	総務班、教育部
第9 広域避難者への支援	防災安全課、総務課	総務班
第10 在宅避難者への支援	—	総務部、公民館班
第11 住民の安否確認	—	広報・情報班

第1 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市は、住民に対して速やかに避難指示を発令する。

「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。さらに、市は、避難指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、緊急に安全を確保するための措置を指示するこ

とができるものとする。

1 避難指示を発令する者

避難指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難指示を発令する者

- ア 市町村長（災害対策基本法第60条）
- イ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ウ 海上保安官（災害対策基本法第61条）
- エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者〔水防法第29条〕）
- オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 警戒区域の設定権者

- ア 市町村長（災害対策基本法第63条）
- イ 警察官（災害対策基本法第63条）
- ウ 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- エ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者（水防法第21条）
- オ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕）

2 市長の役割

市長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示を発令する。また、避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く精確な事前予測が困難であることが多いため、市長は指定緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難指示を発令することを検討する。

3 知事の役割

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、市から求め

があった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

4 洪水等に係る知事の指示

知事又はその命じた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

5 警察の役割

(1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとることができる。

(2) 県警は、指定された指定緊急避難場所及び避難路を掌握し、避難指示が発令された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

6 海上保安官の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から要請があったとき、若しくは市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

7 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第2 避難の措置と周知

地震編 第3章 第12節 第2の「避難の措置と周知」を準用する。

第3 避難誘導

地震編 第3章 第12節 第3の「避難誘導」を準用する。

第4 避難所の開設

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市は洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。

市は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努めるものとする。

1 指定避難所の開設

地震編 第3章 第12節 第4の「1 指定避難所の開設」を準用する。

<東日本大震災の教訓>

2 指定避難所開設の連絡

(1) 指定避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。なお、自宅の被害状況から、自宅にとどまることが困難な場合や周辺に危険がある場合等は、避難所に避難する必要があるが、そうでない場合は必ずしも避難する必要がないことも合わせて周知する。

(2) 指定避難所を開設したときは、市は直ちに次の事項を県に報告するものとする。

ア 指定避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

3 指定避難所の責任者及び避難所配置職員の配置

指定避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者、避難所配置職員を配置し、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

(1) 管理責任者

健康福祉部長とする。

(2) 避難所配置職員

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (2) 避難所配置職員」を準用する。

(3) 担当業務

地震編 第3章 第12節 第4の「3 (3) 担当業務」を準用する。

(4) 管理責任者及び避難所配置職員は、施設職員や自主防災組織等と協力して、避難所の管理と収容者の保護に当たるものとする。

4 避難者の受入れ

地震編 第3章 第12節 第4の「4 避難者の受入れ」を準用する。

5 仮設トイレの設置

地震編 第3章 第12節 第4の「5 仮設トイレの設置」を準用する。

第5 指定避難所の運営

地震編 第3章 第12節 第5の「指定避難所の運営」を準用する。

第6 避難情報の発令等による広域避難

地震編 第3章 第12節 第6の「避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第7 避難長期化への対処

地震編 第3章 第12節 第7の「避難長期化への対処」を準用する。

第8 帰宅困難者対策

地震編 第3章 第12節 第8の「帰宅困難者対策」を準用する。

第9 広域避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第9の「広域避難者への支援」を準用する。

第10 在宅避難者への支援

地震編 第3章 第12節 第10の「在宅避難者への支援」を準用する。

第11 住民の安否確認

地震編 第3章 第12節 第11の「住民の安否確認」を準用する。

■資料編

・指定避難所、指定緊急避難場所一覧

第15節 応急仮設住宅等の確保

応急仮設住宅等の確保については、地震編 第3章「第13節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第16節 相談活動

相談活動については、地震編 第3章「第14節 相談活動」を準用する。

第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

要配慮者・避難行動要支援者への支援活動については、地震編 第3章「第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第18節 家庭動物の収容対策

家庭動物の収容対策については、地震編 第3章「第16節 家庭動物の収容対策」を準用する。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動については、地震編 第3章「第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第20節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、地震編 第3章「第18節 防疫・保健衛生活動」を準用する。

第21節 遺体等の搜索・処置・埋葬

遺体等の搜索・処置・埋葬については、地震編 第3章「第19節 遺体等の搜索・処置・埋葬」を準用する。

第22節 廃棄物処理活動

廃棄物処理活動については、地震編 第3章「第20節 廃棄物処理活動」を準用する。

第23節 社会秩序維持活動

社会秩序維持活動については、地震編 第3章「第21節 社会秩序維持活動」を準用する。

第24節 教育活動等

◆基本事項

1 目的

学校防災マニュアルに基づき対応するとともに、災害により教育施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実施を行うことが出来ない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 避難措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第2 学校等施設等の応急措置	教育委員会、小中学校、義務教育学校、公民館	教育部
第3 教育の実施	学校教育課、小中学校、義務教育学校、教育総務課	教育班、教育部管理班
第4 心身の健康管理	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第5 学用品等の調達	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第6 給食	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第7 修学支援	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第8 通学手段の確保	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第9 小中学校等が避難所になった場合の措置	学校教育課、小中学校、義務教育学校、防災安全課	教育班、民生班
第10 災害応急対策への生徒の協力	学校教育課、小中学校、義務教育学校	教育班
第11 保育所等の対応	こども支援課、保育所、児童センター	幼児・児童班
第12 文化財の応急措置	文化・スポーツ課	教育部管理班

第1 避難措置

小中学校の校長は、災害が発生した場合又は市長が避難指示等を発令した場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 災害時対応の基本方針

小中学校は、次の災害対応の基本方針に基づき措置を講じる。

■災害時対応の基本方針

警報等	下校・引渡し方法	保護者への連絡方法
自然災害で警報等発令の場合	学年毎に一斉下校 (職員の街頭指導等)	eメッセージ 携帯電話
自然災害で警報等発令の場合 (台風、大雨、大雪)	全学年地区別集団下校 (職員が引率)	eメッセージ、電話連絡網 携帯電話
大規模災害が予想される警報等発令の場合 (台風、大雨、大雪)	保護者への直接引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 携帯電話 (あらかじめ定めた連絡方法)
災害発生時	- 警報等解除まで学校等(安全な避難場所)で保護(保護者も同様に保護) - 警報等解除後、状況に応じて下校・引渡し	eメッセージ、電話連絡網、 携帯電話 (あらかじめ定めた連絡方法)

2 在校時の措置

地震編 第3章 第22節 第1の「2 在校時の措置」を準用する。

3 登下校時及び休日等の状況把握

地震編 第3章 第22節 第1の「3 登下校時及び休日等の状況把握」を準用する。

4 保護者への引渡し

地震編 第3章 第22節 第1の「4 保護者への引渡し」を準用する。

第2 学校等施設等の応急措置

地震編 第3章 第22節 第2の「学校等施設等の応急措置」を準用する。

第3 教育の実施

地震編 第3章 第22節 第3の「教育の実施」を準用する。

第4 心身の健康管理

地震編 第3章 第22節 第4の「心身の健康管理」を準用する。

第5 学用品等の調達

地震編 第3章 第22節 第5の「学用品等の調達」を準用する。

第6 給食

地震編 第3章 第22節 第6の「給食」を準用する。

第7 修学支援

地震編 第3章 第22節 第7の「修学支援」を準用する。

第8 通学手段の確保

地震編 第3章 第22節 第8の「通学手段の確保」を準用する。

第9 小中学校等が避難所になった場合の措置

地震編 第3章 第22節 第9の「小中学校等が避難所になった場合の措置」を準用する。

第10 災害応急対策への生徒の協力

地震編 第3章 第22節 第10の「災害応急対策への生徒の協力」を準用する。

第11 保育所等の対応

地震編 第3章 第22節 第11の「保育所等の対応」を準用する。

第12 文化財の応急措置

地震編 第3章 第22節 第12の「文化財の応急措置」を準用する。

■資料編

- ・教育施設一覧
- ・文化財一覧（有形）

第25節 防災資機材及び労働力の確保

防災資機材及び労働力の確保については、地震編 第3章「第23節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第26節 公共土木施設等の応急対策

◆基本事項

地震編 第3章 第24節の「◆基本事項」を準用する。

第1 道路施設

地震編 第3章 第24節 第2の「道路施設」を準用する。

第2 海岸保全施設

地震編 第3章 第24節 第3の「海岸保全施設」を準用する。

第3 河川管理施設

地震編 第3章 第24節 第4の「河川管理施設」を準用する。

第4 砂防・地すべり・治山関係施設

地震編 第3章 第24節 第5の「砂防・地すべり・治山関係施設」を準用する。

第5 ダム施設

地震編 第3章 第24節 第6の「ダム施設」を準用する。

第6 漁港施設

海岸管理者は、災害発生後早急に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

また、漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

第7 空港施設

1 東北地方整備局の対応

地震編 第3章 第24節 第8の「1 東北地方整備局の対応」を準用する。

2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応

地震編 第3章 第24節 第8の「2 東京航空局仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社の対応」を準用する。

第8 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそ

れがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内する。

(3) 消防及び救助に関する措置

ア 風水害、その他の原因により火災やその他災害発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 風水害等により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(4) 運転規制

ア 降雨、河川増水、強風等の風水害等が発生した場合の取り扱いは、仙台支社運転規制等による。

イ 運転規制を行った場合、列車の運転方法はそのつど決定する。

2 仙台空港鉄道株式会社

第3章第33節「第6 鉄道災害応急対策計画」に基づく。

第9 農地、農業施設

地震編 第3章 第24節 第10の「農地、農業施設」を準用する。

第10 都市公園施設

地震編 第3章 第24節 第11の「都市公園施設」を準用する。

第11 廃棄物処理施設

地震編 第3章 第24節 第12の「廃棄物処理施設」を準用する。

第12 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

地震編 第3章 第24節 第13の「被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施」を準用する。

第13 市自らが管理又は運営する施設に関する方針

地震編 第3章 第24節 第14の「市自らが管理又は運営する施設に関する方針」を準用する。

第27節 ライフライン施設等の応急復旧

◆基本事項

地震編 第3章 第25節の「◆基本事項」を準用する。

第1 水道施設

地震編 第3章 第25節 第1の「水道施設」を準用する。

第2 下水道施設

地震編 第3章 第25節 第2の「下水道施設」を準用する。

第3 電力施設

地震編 第3章 第25節 第3の「電力施設」を準用する。

第4 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

ア 応急措置

イ 緊急点検

ウ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、適宜、情報の提供を行う。

(2) (社)宮城県エルピーガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。

(3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

地震編 第3章 第25節 第4の「2 都市ガス施設」を準用する。

第5 電信・電話施設

電気通信設備が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

(1) 非常用可搬型交換装置の出動

(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動

(3) 移動電源車の出動

(4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。

(2) 災害時用公衆電話の設置

ア 市指定の避難所等に、必要に応じて災害時用公衆電話を設置する。

イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時用公衆電話を設置する。

(3) 公衆電話の無料化

広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。

(4) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するものとするが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

ア 設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。

イ 被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)の提供、ふくそうの緩和を図る。

ウ 被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する災害状況の通報又は、救助を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

第28節 農林水産業の応急対策

◆基本事項

1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、県、市及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 農業用施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第2 林道、治山施設	農林水産課、県、国	農林水産班、県、国
第3 漁港施設	農林水産課、県	農林水産班、県
第4 農産物	農林水産課	農林水産班
第5 畜産	農林水産課、県	農林水産班、県
第6 林産物	農林水産課、県	農林水産班、県
第7 水産物	農林水産課、県	農林水産班、県

第1 農業用施設

県及び市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第2 林道、治山施設

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第3 漁港施設

1 緊急点検

漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生するおそれがあるとき、又は災害発生直後、

パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は海岸保全施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 農産物

1 市の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。
- (2) 市は、県の指導を得て病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。
- (3) 市は県の指導・助言を受けて所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理を実施する。また、必要に応じて県に対して要請する。

2 湛水^{たんすい}対策

地盤沈下等により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

ア 共通対策

(ア) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(イ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

イ 水稻

(ア) 水害

- a 大雨に備え、排水路の整備（ゴミの除去や草刈り）や排水機場の稼働体制を整える。
- b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出すようにする。
- c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。

(イ) 干ばつ

用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。

(ウ) 凍霜害

育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。

(エ) 塩害

- a 高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ^{かんすい}灌水を行い除塩する。

- b 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。

ウ 畑作物

(ア) 水害

- a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、清水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
- b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。

(イ) 干ばつ

- a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
- b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。

(ウ) 凍霜害

- a 不織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。
- b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとくす。
- c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
- d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。

(エ) 雨害

麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。

(オ) 雪害(麦類)

融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。

エ 果樹

(ア) 水害

- a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
- b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。

(イ) 干ばつ

- a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
- b 晴天が続く時は葉害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。

(ウ) 霜害

- a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
- b 燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
- c 被害後は、人口授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。

(2) 園芸等施設

- (ア) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

- (イ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

- (ウ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
- (エ) 給水源等を確保する。
- (オ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

第5 畜産

1 応急技術対策

(1) 水害

- ア 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
- イ 被害家畜の健康検査を実施する。
- ウ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。

(2) 干害

- ア 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- イ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

(3) 凍霜害

- ア 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
- イ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。

(4) 冷害

- ア 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- イ 家畜の日光浴の励行を指導する。

(5) 雪害

- ア 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
- イ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。

(6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

(7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

2 家畜伝染病の防止

- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

(2) 防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分及び死体の焼却、埋却
- ウ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。

- (3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

第6 林産物

- 1 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第7 水産物

- 1 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- 2 県は、地域における応急対策を実施するとともに、漁場及び水産業の一体的復旧に向けて、市、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。
- 3 水産施設用資機材の確保
必要に応じ、補修資機材の購入あっせん等、速やかな供給体制の整備を図る。

第29節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害・複合災害防止対策については、地震編 第3章「第28節 二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

第30節 応急公用負担等の実施

応急公用負担等の実施については、地震編 第3章「第29節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第31節 ボランティア活動

ボランティア活動については、地震編 第3章「第30節 ボランティア活動」を準用する。

第32節 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れについては、地震編 第3章「第31節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第33節 災害種別毎応急対策

◆基本事項

1 目的

本節では、災害種別毎に特有な火災、林野火災、危険物等災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害の応急対策を明示し、その対応に努めるものとする。

2 実施担当

対策活動	実施担当	
	災対本部設置前	災対本部設置後 (3号配備)
第1 火災応急対策	防災安全課、総務課、消防本部、消防団	総務班、消防班、消防団
第2 林野火災応急対策	防災安全課、総務課、農林水産課、消防本部、消防団	総務班、農林水産班、消防班、消防団
第3 危険物等災害応急対策	安全安全課、消防本部、県、県警	総務班、消防班、県、県警
第4 海上災害応急対策	防災安全課、農林水産課、環境共創課、消防本部、県警、宮城海上保安部	総務班、農林水産班、廃棄物対策班、消防班、県警、宮城海上保安部
第5 航空災害応急対策	防災安全課、消防本部、県、県警、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取医師会	総務班、消防班、県、県警、東京航空局仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社、名取医師会
第6 鉄道災害応急対策	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)
第7 道路災害応急対策	土木課、防災安全課、消防本部、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社	土木班、総務班、消防班、県、県警、東北地方整備局、東日本高速道路(株)東北支社

第1 火災応急対策

災害発生時には、消防本部は、県、市はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

1 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一

拳鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

ア 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

イ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ウ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「名取市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、

消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

エ 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、「名取市消防計画」に基づき、管轄消防本部の消防長・消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

ア 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

イ 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 市民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 応援の要請

火災の規模が市の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

7 市の措置

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

8 県の措置

県は、市の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

9 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策

林野火災発生時においては、消防機関は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

1 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

2 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等に

より行う。

(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市長は、「第3章第7節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

また、県は、必要に応じ、市からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、市の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

市は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

応援部隊は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第9節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

消防機関等は、火災防ぎょに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎょ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱」（平成16年4月1日施行）の定めるところによる。

3 市の措置

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

市は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

4 事業者の措置

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

5 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

(8) 消火活動の実施

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。

また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底

し、確実な鎮火を行うものとする。

消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

(9) 情報の収集

消防機関等は市と連携し、無人航空機等の活用を図るなど、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

第3 危険物等災害応急対策

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合、県及び消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

1 住民への広報

県、市及び危険物施設等の管理者は、災害の被災による事故の情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、住民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見などに適切な対応を行える体制を整備する。

2 危険物施設

(1) 陸上における消防機関の応急対策

石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災関係機関との連携活動

(2) 海上における応急対策

宮城海上保安部は、危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

ア 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(3) 災害発生事業所等における応急対策

ア 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに宮城海上保安部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、

必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- d 排出された油の回収を行う。
- e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。

なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損傷タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあつては、洩航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

ウ 宮城海上保安部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

3 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- (2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。
- (3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

4 火薬類製造施設等

- (1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - ア 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - イ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。
 - ウ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、県警等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

(3) 県は、県警、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、県警は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取扱者等に対して、関係機関・団体と連携し、必要な指導助言を行う。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

5 毒物・劇物貯蔵施設

(1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

(2) 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

(3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

(4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

また、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に努める。

(5) 災害による有害大気汚染物質（重金属類）やアスベスト等の粉じんなど（毒物劇物）の散乱・流出について、その状況を早期に把握し、防じんマスクの配布や二次災害についての注意喚起を行う。

6 放射性物質使用・貯蔵施設等

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的保安措置を実施する。

(1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年法律第167号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて次の措置をとる。

ア 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県警、市町村等へ通報する。

イ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(2) 核燃料等輸送車両の事故に係る措置

核原料物質、核燃料物質、及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等の規則に関する法律（昭和32年法律第167号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づいて次の措置をとる。

ア 事業者は、原子力規制委員会、県、市町村、県警、消防機関、海上保安庁等に法令に基づき通報等を行う。

イ 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 市の措置

- ア 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等に対し、災害防止のため必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- ウ 市は、事故に関する情報を迅速に収集し、市民等に対して、適時、適切な方法で広報を実施する。正確な情報の提供及び広報活動を積極的に行い、風評による被害又は社会的な混乱の抑制に努めるものとする。

(4) 県警の措置

- ア 事故等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の搜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 県の措置

- ア 市町村又は県警から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国(総務省消防庁)へ通報する。
- イ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出をあっせんする。

(6) 放射線障害に対する医療体制

- ア 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。
- イ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

7 環境モニタリング

(1) 県の措置

県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリングに努める。

- ア 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- イ 環境大気中の有害物質等のモニタリング

(2) 市の措置

市は、国や県に対して必要な協力を行うものとする。また、必要に応じて放射線量の測定を行い、市有施設等における測定結果については、速やかにホームページ、ツイッター等で公表する。

8 情報連絡通信及び広報

県、市及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 海上災害応急対策

海上災害が発生した場合、県及び関係機関は、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等の応急対策を実施する。

1 事故発生時における応急対策

(1) 市の措置

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要がある
と認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、
一般住民の立入制限退去等を命ずる。

イ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに
に、防除作業については、関係機関に協力する。

(2) 消防機関の措置

ア 消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力すると
ともに、負傷者の搬送を行う。

イ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関
する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(3) 県の措置

ア 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

イ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ウ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊
に対し災害派遣を要請する。

エ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

オ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は宮城海上保安部若しく
は関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港
湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講ずる。

(4) 県警の措置

ア 海上災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の
搜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立
入制限、付近の交通規制等を実施する。

(5) 関係団体の措置

ア 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員
は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的に協力する。

イ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係
団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

第5 航空災害応急対策

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、県は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎ、又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対応については、航空法に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

1 事故発生時における応急対策

航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所、仙台国際空港株式会社及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、総合対策本部を設置する。

総合対策本部は、仙台国際空港株式会社代表取締役を本部長とし、関係機関と航空機事故等の対策全般に関して協議を行う。

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 東京航空局仙台空港事務所の措置

ア 事故発生時においては、仙台国際空港株式会社等の関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大又は軽減を図るため必要な措置をする。

イ 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 仙台国際空港株式会社の措置

ア 発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

イ 空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。

ウ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。

エ 空港内の化学消防車・救護用テント等により、初期の消火活動及び応急手当等を実施する。

オ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所及び負傷者の収容所を確保する。

(4) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。

(5) 市の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

イ 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその

周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

オ 災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(6) 県警の措置

ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市町村長に速やかに通報する。

イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の搜索を実施する。

ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立入制限、付近の交通規制等を実施する。

(7) 県の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。

イ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を要請する。

ウ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

エ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

オ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救護班を現地に派遣する。

(8) 宮城海上保安部の措置

航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

第6 鉄道災害応急対策

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

1 東日本旅客鉄道(株)仙台支社

(1) 事故発生時における応急対策

ア 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

- ・ J R 電話・ N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及び F A X を整備する。

- ・ 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
- ・ 風速計、雨量計及び水位計を整備する。

ウ 気象異常時対応

- ・ 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
- ・ 輸送指令は、時間雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係所長に指令する。

〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

エ 旅客及び公衆等の避難

- ・ 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
- ・ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、指定避難所へ避難するよう案内する。

オ 消防及び救助に関する措置

- ・ 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- ・ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- ・ 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

カ 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。

キ 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

- ・ 迂回又は折り返し運転
- ・ 臨時列車の特発
- ・ バス代行又は徒歩連絡

2 仙台空港鉄道(株)

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

ア 気象異常等の場合

車両の運転又は線路の保安に従事する係員は、降雨、降雪等に災害が発生するおそれがある場合、車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

イ 雨の場合

(ア) 雨量計の警報による運転規制

運輸指令は直ちに停車場の係員及び保守係員に通告するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

- ① 「運転規制」の警報表示があったときは、運転規制区間に関係のある列車に対して、運転規制の指令をする。

(イ) 運転規制の通告を受けた運転士の取扱い

運転規制区間の状況を必要により運輸指令に報告する。

(ウ) 運転規制の解除

運転規制の必要がなくなったことを認めた保守担当所長は運輸指令に運転規制解除の要請を行う。

ウ 強風の場合

(ア) 運輸指令は風速が25 m/s以上と認めたときは、列車の速度規制を行う。

(イ) 運輸指令は風速が30 m/s以上と認めたときは、列車の運転を中止する。

(ウ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い

① 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の運転を中止する値をこえていないことを確かめてから、列車を速度規制で運転を再開すること。

② 運輸指令は風速計の防災システムの表示により30分間以上にわたって風速計が列車の速度を規制する値をこえていないことを確かめてから、列車の運転規制で規制を解除すること。

(2) 連絡通報体制

災害による事故が発生した場合の連絡体制は、別途定めるとおりとする。

3 市の措置

市は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第7 道路災害応急対策

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

1 事故発生時における応急対策

(1) 県、市及び東北地方整備局の対応

ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

イ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク

計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 東日本高速道路(株)東北支社の対応

高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っている。

災害時における道路交通の確保は、緊急物資の輸送等の災害応急対策にとって必要不可欠な活動であり様々な応急対策の基礎となる極めて重急な活動である。

このような社会的な役割や重要性に鑑み、日本道路公団東北支社では、災害時における体制を整備し、各関係機関と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

2 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。